

いまがわがくえん じゅうようじこうせつめいしょ
今川学園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 **施設運営主体**

名 称	社会福祉法人 今川学園
所在地	大阪府東住吉区今川三丁目5番8号
電話番号	06-6713-6106
代表者氏名	理事長 魚住 誠一

2 **利用施設**

施設の種類	保育所
施設の名称	今川学園
施設の所在地	大阪府東住吉区今川三丁目5番8号
連絡先	電話番号 06-6713-0277 ファックス FAX 06-6719-4755
管理 理 者	園長 高野 員江
対象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによ り、保育を必要とする小学校就学前児童
ホームページ アドレス	http://imagawagakuen.net/

にんかていいん 認可定員	さいじ 0歳児	にん 15人	さいじ 1歳児	にん 29人
	さいじ 2歳児	にん 32人	さいじ 3歳児	にん 34人
	さいじ 4歳児	にん 34人	さいじ 5歳児	にん 35人
りようていいん 利用定員	まん さいいじょう じどう 満3歳以上の児童			にん 102人
	まん さいいじょうまん さいみまん じどう 満1歳以上満3歳未満の児童			にん 61人
	まん さいみまん じどう 満1歳未満の児童			にん 15人
かいせつねんがつび 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和23年7月1日			
じぎょうしよぼんごう 事業所番号	2710051004648			

3 しせつ もくてき うんえいほうしん 施設の目的・運営方針

いまがわがくえん い か とうえん
今川学園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、ほいく ひつよう
保育を必要とする
じどう ひびう い ほいく おこな もくてき
児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 「当園」は、ほいく ていきょう あ にゆうえん にゆうじおよ ようじ い か えんじ
保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」

という。）のさいぜん りえき こうりよ ふくし せっきょくてき ぞうしん もつと
の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわ

しい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 「当園」は、ほいく かん せんもんせい ゆう しょくいん かてい きんみつ れんけい もと
保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、

えんじ じょうきょう はつたつかてい ふ ようご およ きょういく いったいてき おこな
園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 「当園」は、えんじ ぞく かてい ちいき さまざま しゃかいしげん れんけい はか
園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、

えんじ ほごしゃ たい しえん およ ちいき こぞだ かてい たい しえん とう おこな つと
園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めま
す。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1144.64㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ面積	1470.64㎡
園庭		447.21㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ぴよぴよ組(0歳児クラス)、調乳室含む
ほふく室	1室	ひよこ組 (1歳児クラス)
保育室	4室	かなりあ組 (満2歳児クラス)、 ひばり組 (満3歳児クラス)、 うめ組 (満4歳児クラス)、 ゆり組 (満5歳児クラス) について 各1室ずつ
調理室	1室	
事務室	1室	
医務室	1室	
面談室	1室	

もくよくしつ 沐浴室	しつ 1室	
と い れ トイレ	しつ 6室	かい しよ かい しよ かい しよ 1階-2か所、2階-2か所、3階-2か所
食堂	しつ 1室	

5 ていきょう ほいくとう ないよう
提供する保育等の内容

とうえん ほいくしよ ほいくししん へいせい ねん がつ にちこうろうこく ごう
当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保

いく た べんぎ ていきょう おこな
育その他の便宜の提供を行います。

- (1) とくていきょういく ほいく およ じかんがい ほいく ていきょう
特定教育・保育及び時間外保育の提供

か き きさい じかん ほいく ていきょう
下記8に記載する時間において、保育を提供します。

- (2) がいぶこうし りとみつく りずむ たいそう たいいくしどう じっし
・外部講師によるリトミック・リズム体操・体育指導を実施します。

りとみつく ねんかん かい じっし たいしょうじ さいじ さいじ
リトミック(年間39回実施) 対象児 2歳児～5歳児

りずむ たいそう まいつき かい じっし たいしょうじ さいじ さいじ
リズム体操(毎月2回実施) 対象児 4歳児～5歳児

たいいくしどう ねんかん かい じっし たいしょうじ さいじ さいじ
体育指導(年間36回実施) 対象児 3歳児～5歳児

・食育の取り組み

① 幼児クラスはクッキングを実施します。

菜園活動や調理保育などを通じて食に対する興味や関心をさらに深める

活動、自分たちで食材を購入したり、お米を洗ってのおにぎり作りや

おやつ作りなどを行います。また、お当番活動を通して、給食の配膳準備

・ごあいさつ・片付け等の役割を持って取り組みます。

② 3歳児～5歳児クラスは、「土曜参加型保育」を年間3回実施します。

(保護者と一緒に行うクッキング保育及びお祭りごっこ・お餅つき)

③ 0歳児～2歳児クラスは、「あそびの広場」を年間3～5回実施します。

(保育所で行っている遊び〔手あそび・歌遊び・感触遊び・巧技台遊び〕

などの紹介)

(3) 送迎

保護者による送迎をお願いしています。

・徒歩または自転車による送迎をお願いしています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲) 5月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		

副園長	えんちょう たす めい う えんむ 園長を助け、命を受けて園務の いちぶ せいり えんじ ほいく 一部を整理、園児の保育をつかさど る	1		1	
主任/副主任 保育士	えんちょう たす めい う えんむ 園長を助け、命を受けて園務の いちぶ せいり えんじ ほいく 一部を整理、園児の保育をつかさど る	2	2		
ほいくし 保育士	えんじ ほいくぎょうむ ほごしや れんらく 園児の保育業務と保護者との連絡 ちょうせい ゆうぐ あんぜんてんけん おこな 調整、遊具の安全点検を行う	26	18	8	
こそだてしえんいん 子育て支援員 ほじょいん 補助員	ほいくし たす めい う えんじ 保育士を助け、命を受けて園児の ほいくぎょうむ ゆうぐ あんぜんてんけん おこな 保育業務、遊具の安全点検を行う	7		7	
かんごし 看護師	えんじ ふくやく にゅうじ けんこう ちえつく 園児への服薬・乳児の健康チェック けが きゅうびょうじ しょち ほいく しょうない 怪我や 急病 時の処置、保育所内の えいせい かんり ・ しどう およ かんせんしょう よぼう つと 衛生管理・指導及び感染症予防に努 める。保健便りを作成し各種健康相談 ほけん たよ さくせい かくしゅけんこうそうだん 等の業務を行う。	1	1		
ちょうりいん 調理員	きゅうしょくちょうりぎょうむ こんだてひょう さくせい 給食調理業務、献立表の作成 せいり すいぐ しょつき せいびほかん おこな 整理、炊具食器の整備保管を行う	6	1	5	

どうえん おおさかしじどうふくししせつ せつびおよ うんえい かん きじゆん さだ じょうれい へいせい ねん
当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年

がつ にちおおさかしじょうれいだい ごう い か じょうれい さだ きじゆん じゆんしゅ ほいく
3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育

じっし ひつよう しょくいん じょうき しょくしゅ しょくいん はいち
の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

かくしよくしゆ きんむたいけい
 <各職種の勤務体系>

しよく しゆ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
えんちよう 園長	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 (8:30～17:00)
ふくえんちよう 副園長	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 (9:00～17:00) (週に3回)
しゆにん ほいくし 主任保育士	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 (8:00～16:30)
ふくしゆにん ほいくし 副主任保育士	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 (10:30～19:00)
ほいくし 保育士	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 (7:00～19:00) シフト制 ひじようきん きんむ じかん けいやくじかん きんむ 非常勤の勤務時間 (7:00～19:00) 契約時間による勤務
えいようし 栄養士	ひじようきん きんむじかんたい 非常勤の勤務時間帯 (9:00～17:00)
かんご し 看護師	ひじようきん きんむじかんたい 非常勤の勤務時間帯 (8:30～17:00)
ちょうりいん 調理員	せいき きんむじかんたい しふとせい 正規の勤務時間帯 (7:00～17:00) シフト制 ひじようきん きんむじかんたい けいやくじかん きんむ 非常勤の勤務時間帯 (8:30～17:00) 契約時間による勤務

※ シフト制により、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 ほいく ていきよう ひ
 保育を提供する日

ほいく ていきよう ひ げつようび どようび
 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、ねんまつねんし がつ にち がつ か しゆくさいじつ きゆうえん
 ただし、年末年始 (12月29日から1月3日) 祝祭日は休園となります。

ねんし がつ か しよくいんかいぎび およ ぼん がつ にち にち きゆうえん
 年始の1月4日 (職員会議日) 及びお盆 (8月13日から15日) は、休園とさせていた

だきますが、ほいく ひつよう かた もう で
 ありますが、保育の必要がある方はお申し出ください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を

提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園

との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19

時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、

市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

・月極延長保育利用料金（18:00～19:00）1ヶ月 2900円

・月極延長保育利用申請をしていない方で、緊急に保育を必要とされる方が利用で

きます。単発利用料金 1回300円

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時か

ら16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する

日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の

うえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7

時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、

別途利用者負担が必要となります)。

単発利用料金 1回300円

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置

状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応。除去食の必要な方は、「食物アレルギーに関する生活管理指導表」を提出していただきます。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な

考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた

保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ヒグチ外科
医院長名又は医師名	樋口 徹
所在地	大阪府東住吉区中野 1-5-6
電話番号	06-6702-1205

(2) 歯科

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	つばたしか 坪田歯科
いんちやうめいまた いしめい 医院長名又は医師名	つばたまきお 坪田雅夫
しょ ざい ち 所在地	おおさかしひらのくながれまち 大阪市平野区流町3-2-5
でん わ ばん ごう 電話番号	06-6799-1340

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	ほざわしかくりにつく ほざわ歯科クリニック
いんちやうめいまた いしめい 医院長名又は医師名	ほざわ いちたろう 保澤 一太郎
しょ ざい ち 所在地	おおさかしひらのくせとぐち 大阪市平野区背戸口2-6-30
でん わ ばん ごう 電話番号	06-7171-8097

15 緊急時の対応

あず お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

ひじやうじ たいお 非常時の対応	べつと さだ 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ報知機 あり ・非常警報装置 あり ・非常用電源 なし ・スプリンクラー なし ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 あり
ひなん しょうかくんれん 避難・消火訓練	ひなんおよ しょうか くんれん 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

<p>当園 ご利用相談窓口</p>	<p>窓口担当者</p>	<p>主任 木田 都子 8 : 30 ~ 17 : 00 06-6713-0277 FAX 06-6719-4755 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
<p>第三者委員</p>	<p>近藤 適</p>	<p>電話番号 06-6761-1171 一般社団法人 大阪市私立保育園連盟 大阪市私立保育園連盟会長</p>

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

<p>保険の種類</p>	<p>保育園賠償責任保険 保育園児団体傷害保険</p>
<p>保険の内容</p>	<p>各、死亡後遺障害 事故対応費費用 見舞金費用 入院日額 通院保険金</p>
<p>保険金額</p>	<p>1名 限度額2億円 / 1事故10億</p>

20 えんじ りようじょうきょう まいねんど がつ たちげんざい
園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
0歳児	12人	12人	12人
1歳児	26人	26人	29人
2歳児	29人	30人	32人
3歳児	33人	32人	33人
4歳児	33人	31人	33人
5歳児	29人	32人	31人

21 だいさんしゃひょうか じゅしん じ こひょうか じっしじょうきょう
第三者評価の受審、自己評価の実施状況

こう もく 項 目	じゅしん じっしじょうきょう 受審、実施状況	じゅしん じっしけつか 受審、実施結果
だいさんしゃひょうかうけしんじょうきょう 第三者評価受審状況	みじゅしん 未受審	
じ こひょうか じっしじょうきょう 自己評価の実施状況	れいわ ねん がつ にち 令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> • ほいく けいかく じっし かん けつか 保育の計画・実施に関する結果 ○ • すいとう けいり かん けつか 出納・経理に関する結果 ○ • こそだ しえん かん けつか 子育て支援に関する結果 ○ • がいぶひょうかうけしん かん けつか みじゅしん 外部評価受審に関する結果 未受審

22 こ ども こそだ しえんほうだい じょうだい こう だい こう きてい こうひょう こうじ むね
子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし

23 当園とうえんにおけるその他の留意事項た りゆういじこう

<p>喫煙<small>きつ えん</small></p>	<p>当園<small>とうえん</small>の敷地内<small>しきちない</small>はすべて禁煙<small>きんえん</small>です。</p>
<p>宗教活動<small>しゅうきょうかつどう</small>、政治活動<small>せいじかつどう</small>、 営利活動<small>えいりかつどう</small></p>	<p>利用者の思想<small>りようしゃ しそう</small>、信仰<small>しんこう</small>は自由<small>じゆう</small>ですが、他の利用者<small>た りようしゃ</small>に対する 宗教活動<small>しゅうきょうかつどう</small>、政治活動<small>せいじかつどう</small>および営利活動<small>えいりかつどう</small>はご遠慮<small>えんりよ</small>ください。</p>

べっぴよう
別表

1、 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 (令和5年度参考)

せいふくだい 制服代	ぜんえんじ 〈全園児〉	なふだ 名札	150円 ^{えん}
		ぼうし 帽子 まいとしこうにゆう (毎年購入)	810円 ^{えん}
	さいじいじょう 〈3歳児以上〉	せーらーがうん セーラーガウン	3,430円 ^{えん}
		はんそでほろしやつ 半袖ポロシャツ	2,200円 ^{えん}
		なつたいそうふく 夏体操服	3,600円 ^{えん}
		ふゆたいそうふく 冬体操服	5,200円 ^{えん}
	ようひんだい 用品代	ぜんえんじ 〈全園児〉	つうえんばっく 通園バック
さいじ 〈0・1歳児〉		れんらくちょう きつ 連絡帳3冊	600円 ^{えん}
		けんこうのーと 健康ノート	200円 ^{えん}
さい 〈2歳〉		くれぱす クレパス	730円 ^{えん}

ようひんだい 用品代	〈3歳以上〉	リュック	3,450円 ^{えん}
		はさみ	520円 ^{えん}
		のり	180円 ^{えん}
		ねんど 粘土	490円 ^{えん}
		ねんどけーす 粘土ケース	320円 ^{えん}
		ねんどべら 粘土ベラ	210円 ^{えん}
		じゅうがちょう 自由画帳	330円 ^{えん}
		しゅつせきのーと 出席ノート	390円 ^{えん}
		ぴあにかくち ピアノカの口 (4・5歳 ^{さい})	440円 ^{えん}
		てきすと テキスト(3歳 ^{さい})	330円 ^{えん}
	(4歳 ^{さい})	440円 ^{えん}	
	(5歳 ^{さい})	460円 ^{えん}	
ぎょうじだい 行事代	さい 〈5歳〉	いっぽく とま 一泊お泊り保育	8,000円 ^{えん} れいわごねんどさんこうがく 令和五年度参考額
ずいじ 随時		おやこえんそく 親子遠足	3,200円 ^{えん} ～6,400円 ^{えん}
かんこうばすりょうきん 観光バス料金	さい 〈3・4歳〉	おやこえんそく 親子遠足	1,200円 ^{えん} ～6,400円 ^{えん} ねんどさんこうがく ※令和5年度参考額
により変動あり			
えほんだい 絵本代	ぜんえんじ 全園児	げつがく 月額	300円 ^{えん}

<p>とくべつほいくだいきん 特別保育代金</p> <p>きぼうしゃ (希望者のみ)</p>	<p>りとみつく^{さいじ}2~5歳児 リトミック2~5歳児</p> <p>たいそうきょうしつ^{さいじ} 体操教室3~5歳児</p> <p>せいかつほごかてい^{げんめん} 生活保護家庭は減免あり</p>	<p>^{さいじ}2歳児 ねんかん 年間1,200円</p> <p>^{さいじ}3・4歳児 ねんかん 年間4,800円</p> <p>^{さいじ}5歳児 ねんかん 年間3,600円</p> <p>ねんかん 年間2,400円</p>
<p>ほごしゃかいひ 保護者会費</p>	<p>いまがわがくえんにゆうえん^{とも}すべ^{ほごしゃ} 今川学園入園と共に全ての保護者は</p> <p>ほごしゃかいかいいん 保護者会会員となります</p>	<p>^{だいし}第1子 げつがく 月額1,500円</p> <p>^{だいし}第2子 げつがく 月額1,000円</p> <p>^{だいし}第3子 げつがく 月額500円</p>
<p>^{さいじ}3歳児以上</p> <p>ごうにんてい^う 2号認定を受けた</p> <p>こ^{かか} 子どもに係る</p> <p>きゅうしょくひ 給食費</p>	<p>しゅしょくひ 主食費</p> <p>ふくしょくひ 副食費</p> <p>ねんしゅう^{まんえんみまんそうとう}せたいおよ 年収360万円未満相当の世帯及び</p> <p>ぜんしよとくかいそう^{だい}しいこう^こ 全所得階層の第3子以降の子どもに</p> <p>かか^{ふくしょくひ}ちようしゅう^{めんじよ} 係る副食費の徴収については免除さ れます</p>	<p>げつがく 月額1,500円</p> <p>げつがく 月額4,500円</p>

※ ^{とうえん}当園は、^{じょうきひやう}上記費用の^{しはらい}支払を受けた場合は、^{ぼあい}領収証を^{りょうしゅうしやう}交付いたします。

<改定 覚書>

2019. 4. 1 小河副園長

2019. 11. 22 副食費追記

2023、1 高野主任
住所変更

2024, 4 3歳児
認可・利用
定員変更
高野園長